

平成29年度事業計画

第1 基本方針

我が国の65歳以上の高齢者人口は、年々増加し、平成54年に3,878万人のピークに達すると推計されている。

このような中、国の「ニッポン一億総活躍プラン」では就労意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者が、生涯現役社会を実現するため、就業支援を充実する必要があるとし、高齢者の就業を積極的に推進するためシルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じた人材の活用が期待されており、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の重要性と、センターに向けられる社会の期待は一層大きくなっている。

今後は、地域課題の解決の担い手として、地方自治体の期待も高い「介護周辺業務や育児支援を中心とした福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」等を実施し、また、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の改正に伴う高齢者派遣の特徴を活かして、保育・介護等の分野で、現役世代の下支えや人手不足分野での一層の事業拡充が求められている。

こうした中、本県においては、東日本大震災から丸6年の時が過ぎ、復興支援もあり、経済情勢は緩やかに回復しつつあり、雇用情勢も引き続き改善しておりシルバー事業は、関係者の尽力により一定の回復傾向が見られるものの地域差があり、予断を許さない状況であり、なお支援が必要である。

センターは、高齢者の受け皿としての機能を充分果たし、多様な地域活性・再生に密着した事業を実施し、地方公共団体と連携し、地域社会に密着した公益法人として運営を展開していく必要がある。

岩手県シルバー人材センター連合会は公益社団法人として、県内の高齢者が臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業・就労、並びにその他の社会参加活動の機会をいつでも受けることができるようにするため、国・地方公共団体をはじめ、地域社会におけるシルバー事業に対する理解を一層深め、高齢者の多様な就業・社会参加の促進を図りながら、高齢者の専門知識・能力を活かすための労働者派遣事業、職業紹介事業の効果的な推進を図るため、以下の事業を展開する。

第2 事業計画

I 高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を県内全域で一体的に推進する事業

1 雇用によらない就業機会の提供

(1) 受託事業

県内の民間事業所及び官公庁や家庭等からの発注（需要）と高齢者の就業ニーズ（供給）を調整しながら、これらの仕事を高齢者に提供できるようにするため、広域需給調整事業として、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センターと共に地域に密着し、高齢者と仕事との的確なマッチングのため、隣接センター等との広域的な受注調整を行うとともに、就業機会の提供を行う。具体的には、センター未設置の発注者からの要望や、就業場所が複数地域にわたる仕事の依頼等に対し、県内全域を事業活動の対象とする当会の重要な役割として、シルバー事業を円滑に推進していくために、会員の就業ニーズと受注した仕事を的確に合わせ、センターに対して情報の収集、提供に努めるとともに、複数のセンターとの広域的な対応のための需給調整、高齢者の就業機会の確保と提供を図る。

- ① 広域的な需給調整業務の推進

2 雇用による就業機会の提供

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、これらそのような仕事を希望する一般高齢者及び会員を対象に提供することを、県内全域を対象としての業務を実施する法人として指定を受けていることから、法令を遵守した運営を行うために、全シ協や民間の職業紹介責任者講習会実施機関主催の職業紹介責任者講習会に参加した紹介責任者を置き、センターに対して、指導監督するとともに、岩手労働局長への報告書の提出等、センターを「職業紹介実施事業所」とし、実施体制を整え、役割分担の下に連携を密にし、職業紹介事業者として、適正に事業を実施する。

また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条の業務拡大の指定に係る対応について、シルバー人材センター事業総合推進検討委員会にて取組の検討を進める。

- ① 職業紹介責任者講習への参加
- ② 職業紹介事業担当者研修の実施
- ③ 全拠点での実施及び未届けセンターの解消
- ④ シルバー人材センター事業総合推進検討委員会の開催

(2) 労働者派遣事業

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「派遣法」という。）第5条第1項の規定に関わらず、厚生労働大臣に届け出て、労働者派遣事業を行うことが出来ることから、派遣労働を希望するセンターの正会員を対象として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務として行い、センターを「シルバー派遣事業を行う事業所」とし、派遣法に適合した実施体制を整え、役割分担の下に連携を密にし、労働力の需給調整を行っていく。さらに、法令を遵守して行うため、全シ協や民間団体が主催の派遣元責任者講習に参加し、派遣元として、シルバー派遣事業の届出、事業報告等、労災保険関係等の成立の届出その他法令に基づく行政手続に関する業務、さらに、派遣先との労働者派遣契約及び派遣労働者との

労働契約の当事者であることから、派遣元責任者を選任し、適正な派遣就業の確保、個人情報保護、派遣契約に対する庶務、会計管理等、派遣元の講ずべき措置について必要な対応を、労働者派遣事業主として、適正に事業を実施する。

また、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条の業務拡大の指定に係る対応について、シルバー人材センター事業総合推進検討委員会にて取組の検討を進める。

- ① 派遣元責任者講習への参加
- ② 派遣事業担当者研修の実施
- ③ 全拠点での実施及び未届けセンターの解消
- ④ シルバー人材センター事業総合推進検討委員会の開催

3 就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

(1) 講習事業

県内の高齢化の状況、働く意欲のある高齢者の地域社会へのニーズ等を踏まえて、講習内容について、調査研究を行い、重点分野を定め、この分野に係る就業上必要な技能、知識を就業意欲のある高齢者に付与することにより、実際の就業に結びつけながら、より広い就業分野での仕事の確保と機会の提供を行うため、一般高齢者及び会員を対象に実施する。

- ① 2講習の実施

4 高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、安全・適正就業の推進、調査研究、就業分野の開拓・拡大、相談・情報提供、社会参加活動の推進等

県内全域の事業を発展・拡充するため、全国の情報を入手しながら、上記の事業を推進するための諸活動として、地域に密着した事業を発展・拡充させ、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、以下のとおり実施する。

(1) 普及啓発

県内全域で、県民、事業所、官公庁への普及啓発、並びに高齢者に対するシルバー事業への理解と加入促進及び意識啓発を目的とし、地域に密着した効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、イベント、ホームページ・行政機関広報等の活用、マスメディアを活用したCM、活動事例等取材依頼対応、各イベントへの参加、事業概要等の作成を実施する。

- ① 普及啓発促進月間を中心として、2センターと共催イベントの実施
- ② ホームページ、行政機関広報誌等の活用
- ③ マスメディアを活用したCM等の実施
- ④ イベント等への参加（ブース出展等）

- ⑤ 事業概要、カレンダー等作成配布

(2) 安全・適正就業の推進

県内全域で、高齢者が自らの健康維持と安全の確保を図りながら、利用者に損害を与えないことなく、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、また、シルバー事業や関係法令等の理解に努め、法令遵守により、事業を発展・拡充するために、安全・適正就業対策として、安全・適正就業推進委員会により、安全・適正就業推進計画等の策定、安全・適正就業の推進に係る情報提供、指導・助言・研修を行いながら、効果的かつ着実に、地域に密着した事業を実施することから、安全就業と適正就業の意識高揚と啓発活動として、安全・適正就業推進委員会の開催、安全・適正就業推進強化月間を中心として、様々な形態での安全・適正就業の推進活動を実施する。

- ① 安全・適正就業推進委員会の開催
- ② 安全・適正就業推進強化月間を中心とした活動

(3) 調査研究

県内全域で、高齢者や地域社会及び利用者含めた本事業への意識やニーズ等を把握し、地域に密着した事業を発展・拡充するため、調査研究委員会により、県内全域のシルバー人材センター事業中期事業活性化計画の策定に向けた検討等を行うと共に、事業実績の集計等を行い、ホームページ等により公開し、高齢者や地域社会及び利用者へ、計画に対しての実績等を踏まえ、様々なニーズに応えるための新しい事業展開等を調査研究し、事業内容に反映させ、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、調査研究委員会・ワーキンググループの開催、事業実績の関係機関への周知を実施する。

- ① 調査研究委員会の開催
- ② ワーキンググループの開催
- ③ 事業実績の関係機関等への配布
- ④ WEBアンケートシステムの利用による各種ニーズ調査の実施

(4) 就業分野の開拓・拡大

県内全域で、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある社会づくりに寄与し、高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会の提供を受けられることができるため、さらに、高齢者に相応しい仕事を受注することで、会員の確保に繋がると共に、利用者のニーズに応えた結果として、センター事業の発展・拡大に繋がることから、地域に密着した仕事の需給調整及び就業開拓等として、センターに対する情報提供、指導・助言を行いながら、役員等による事業所及び官公庁への訪問等、未設置町村への設置促進訪問を実施する。

- ① 役員等による事業所及び官公庁への訪問等の実施
- ② 未設置町村への設置促進訪問の実施

(5) 相談・情報提供

県内全域で、シルバー事業を適正に実施するため、研修や会議等に出席し、様々な情報収集を行い、高齢者や地域社会及び利用者へ提供するために、センターを対象とした相談・研修を実施する。また、地域の高齢者等を対象として、雇用、就業等に係る相談及び情報提供のための相談会等を実施する。

- ① 事業運営のために必要な研修の実施
- ② 人事の交流への取組検討の実施

(6) 社会参加活動の推進

県内全域で、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るために、ボランティア活動や多様な働き方を通じ、自主的活動に対する意識や、共助の精神で共働するという意識を高めることを、民間企業等のイベント等への参加しながら、提供できる範囲での様々なボランティア活動を展開し、社会参加等を通じて一般高齢者とセンターの会員を対象に活動する機会を提供する。

- ① イベント等への参加によるボランティア活動の展開

(7) 各種会議等の実施

県内全域で、高齢者が同じ条件の下に、働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、県全体の事業拡大・発展を念頭に置き、県下統一的な見解の下に事業実施するために、センターの理事長会議、事務局長会議として、事業推進の方針を徹底する場として実施する。

- ① 理事長会議の開催
- ② 事務局長会議の開催
- ③ 法人運営委員会の開催
- ④ シルバー人材センター事業運営効率化検討委員会の開催
- ⑤ 職員研修会の開催

II 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業

1 高齢者活躍人材育成事業の実施

高齢化や労働力人口の減少が進行する中、人手不足分野や現役世代を支える分野での高齢者の就業の促進は、①高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会・経済の維持・発展等のために重要である。高齢者活躍人材育成事業は、シルバー人材センターが高齢者に当該分野で就業する機会を円滑に提供できるようにするため、都道府県シルバー人材センター連合が高齢者に当該分野での就業に必要な能力を身に付けさせる技能講習等を実施するものである。

- ① 企業ニーズ等の把握

- ②技能講習受講者の募集
- ③技能講習受講者の選定
- ④技能講習の実施